

## 観覧料について

### 1 展示資料の観覧料（令和元年10月1日から）

	個人	団体（20名以上）
一般	210円	150円
大学生・高校生	150円	100円

※中学生以下無料

### 2 観覧料の免除

観覧料が免除となる主な事由は以下のとおりです。

観覧料免除申請書提出

- ・学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて観覧をする場合
- ・学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の幼児、児童又は生徒を教育上の目的のために引率する教職員が観覧をする場合
- ・児童福祉施設に入所又は通所している少年が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて観覧をする場合
- ・児童福祉施設に入所又は通所している幼児又は少年を教育上の目的のために引率する児童福祉施設の職員が観覧をする場合

証明書提示

- ・学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の高等部の生徒又はこれに準ずる者が土曜日に観覧する場合
- ・身体障害者手帳の交付を受けている者が観覧をする場合
- ・療育手帳の交付を受けている者が観覧をする場合
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が観覧をする場合
- ・障がいのある人の介護人1名が観覧をする場合
- ・65歳以上の者が観覧をする場合

ご不明な点がございましたら、当館職員にお尋ねください。